

取 扱 基 準

名 称	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅等の修繕を支援することを目的として、その費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	補助件数 15,300件
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内容	以下の住宅に係る住宅及びその住宅の敷地環境の修繕工事 ・罹災証明書の発行を受けた市内の住宅（戸建て住宅、共同住宅、長屋、多世帯住宅）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額の上限 「全壊」「大規模半壊」 1,000,000円 「中規模半壊」「半壊」 500,000円 「準半壊」 300,000円 「一部損壊」 100,000円 上記に加えて、住宅の床の傾斜修繕を行う場合に、500,000円を上限に加算（準半壊及び一部損壊を除く） 補助率 : 10/10 申請回数 : 一部損壊 1回、一部損壊以外（準半壊～全壊） 2回 ＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞ 令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅等の修繕を支援することを目的とした補助金であるため
開始時期	令和 6年 1月 24日
評価の時期	令和 8年 3月 31日
終 期	令和 8年 3月 31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
	〔媒体〕
担当部署	建築部 公共建築課 電 話 025-226-2880 e-mail koken@city.niigata.lg.jp